

令和7年つくば市議会定例会6月定例会議提出案件一覧

・報告 16 件 ・議案 15 件 計 31 件

【報告 16 件】

案件名	概要	所管課
報告第4号 令和6年度つくば市一般会計予算継続費繰越計算書について 地方自治法施行令 第145条第1項	<p>全 20 事業の継続費繰越計算書の報告をするもの 翌年度繰越額 32 億 6,330 万 7,632 円</p> <p>[主な内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 中根・金田台地区小学校建設事業 9 億 5,966 万 7,832 円 ・真瀬小学校校舎長寿命化改修事業 7 億 2,758 万 3,250 円 ・手代木南小学校校舎長寿命化改修事業 5 億 1,750 万 8,734 円 ・つくばメモリアルホール施設長寿命化改修事業 4 億 734 万 500 円 ・谷田部中学校長寿命化予防改修事業 3 億 9,195 万 4,000 円 	財務部 財政課
報告第5号 令和6年度つくば市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について 地方自治法施行令 第146条第2項	<p>全 42 事業の繰越明許費繰越計算書の報告をするもの 翌年度繰越額 41 億 7,161 万 6,339 円</p> <p>[主な内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高機能消防指令センターシステム更新事業 9 億 4,411 万 9,000 円 ・幼稚園空調設備設置事業 6 億 2,392 万 4,000 円 ・都市計画道路整備事業 3 億 269 万 1,980 円 ・物価高騰対応重点支援給付金給付事業 (令和6年度非課税世帯) 2 億 8,603 万 664 円 ・道路新設改良事業 2 億 8,399 万 1,128 円 ・小学校トイレ改修事業 2 億 2,997 万 7,000 円 ・橋梁長寿命化修繕工事 2 億 1,076 万 1,000 円 ・道路改良・舗装工事 1 億 8,958 万 6,380 円 	財務部 財政課

<p>報告第6号</p> <p>令和6年度つくば市水道事業会計予算繰越計算書及び令和6年度つくば市水道事業会計継続費繰越計算書について</p> <p>地方公営企業法 第26条第3項 地方公営企業法施行令 第18条の2第1項</p>	<p>全2事業の予算繰越計算書を報告するとともに、全6事業の継続費繰越計算書の報告をするもの</p> <p>1 予算繰越計算書（建設改良費の繰越） 合計額 8億2,222万5,800円 [内容] <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備事業（委託1件、工事6件） 3億2,305万6,800円 ・施設改良事業（工事7件） 4億9,916万9,000円 </p> <p>2 継続費繰越計算書（継続費の過次繰越） 合計額 12億441万2,000円 [内容] <ul style="list-style-type: none"> ・中央配水場ポンプ設置更新工事 5億8,960万円 ・中央配水場ポンプ設備更新工事施工監理業務委託 1,744万6,000円 ・君島配水場電気計装設備更新工事 5億4,879万円 ・君島配水場電気計装設備更新施工監理業務委託 952万6,000円 ・中央配水場ポンプ設備更新工事（No.4ポンプ） 3,300万円 ・中央配水場ポンプ設備更新工事（No.4ポンプ）施工監理委託 605万円 </p>	<p>上下水道局 水道総務課</p>
--	---	------------------------

<p>報告第7号</p> <p>令和6年度つくば市下水道事業会計予算繰越計算書及び令和6年度つくば市下水道事業会計継続費繰越計算書について</p> <p>地方公営企業法 第26条第3項 地方公営企業法施行令 第18条の2第1項</p>	<p>全6事業の予算繰越計算書を報告するとともに、全7事業の継続費繰越計算書の報告をするもの</p> <p>1 予算繰越計算書（建設改良費の繰越） 合計額 20億1,022万534円 [内容] <ul style="list-style-type: none"> ・管路建設改良事業（委託9件、工事77件） 14億2,839万5,434円 ・ポンプ場建設改良事業（工事5件） 6,483万5,100円 ・雨水建設改良事業（委託1件、工事4件） 2億3,111万7,000円 ・流域下水道事業（負担金2件） 3,465万円 ・つくばエクスプレス関連公共下水道事業（委託2件） 1億4,946万9,000円 ・つくばエクスプレス関連公共下水道事業（令和5年度事業の事故繰越） 1億175万4,000円 <p>2 継続費繰越計算書（継続費の遅次繰越） 合計額 4億6,202万4,000円 [内容] <ul style="list-style-type: none"> ・雨水管理方針基本調査 5,801万1,000円 ・下水道使用料改定支援業務委託 165万円 ・下水道全体計画及び事業計画変更 2,144万5,000円 ・下水道管渠ストックマネジメント、総合地震計画事業 400万4,000円 ・花室第一ポンプ場外改築更新 3億581万2,000円 ・森の里中継ポンプ場改築更新 3,500万円 ・全体計画（雨水）見直し業務 3,610万2,000円 </p> </p>	<p>上下水道局 下水道総務課</p>
<p>報告第8号</p> <p>つくば市土地開発公社の経営状況を説明する書類について</p> <p>地方自治法 第243条の3第2項</p>	<p>つくば市土地開発公社の令和6年度決算報告書及び令和7年度予算書について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するもの</p>	<p>財務部 財政課</p>

<p>報告第9号 専決処分事項の報告について (専決処分第2号 損害賠償額の決定及び和解について)</p> <p>地方自治法 第180条第2項 令和7年4月17日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定及び和解（道路管理上の瑕疵に係る事故）</p> <p>相手方がつくば市道4-4252号線（P）を歩行中、歩道のタイルが剥がれていた箇所でつまずき、足首を負傷させたもの</p> <p>相手方に対する市の支払額 8,425円</p>	<p>建設部 道路管理課</p>
<p>報告第10号 専決処分事項の報告について (専決処分第3号 損害賠償額の決定及び和解について)</p> <p>地方自治法 第180条第2項 令和7年4月30日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定及び和解（公務中における公用車の事故）</p> <p>公用車が信号待ちの状態から発信する際、前方の停止中であった相手方車両に追突し、相手方車両の後部を破損させたもの</p> <p>相手方に対する市の支払額 364,289円</p>	<p>教育局 文化財課</p>
<p>報告第11号 専決処分事項の報告について (専決処分第4号 損害賠償額の決定及び和解について)</p> <p>地方自治法 第180条第2項 令和7年5月2日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定及び和解（交流センター施設管理上の瑕疵に係る事故）</p> <p>相手方がサークル活動をしていたところ、床が滑る状態であったため、転倒し左手を負傷させたもの</p> <p>相手方に対する市の支払額 19,740円</p>	<p>市民部 竹園交流センター</p>

<p>報告第 12 号 専決処分事項の報告について (専決処分第 5 号 損害賠償額の決定について)</p> <p>地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 7 年 5 月 19 日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定 (時間外勤務手当の未払分の遅延損害金に係る損害賠償) 職員に対し、未払の時間外勤務手当の遅延損害金を一括して支払うもの 相手方に対する市の支払額 遅延損害金 3,261 円</p>	総務部 人事課
<p>報告第 13 号 専決処分事項の報告について (専決処分第 6 号 損害賠償額の決定について)</p> <p>地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 7 年 5 月 19 日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定 (時間外勤務手当の未払分の遅延損害金に係る損害賠償) 職員に対し、未払の時間外勤務手当の遅延損害金を一括して支払うもの 相手方に対する市の支払額 遅延損害金 37,253 円</p>	総務部 人事課
<p>報告第 14 号 専決処分事項の報告について (専決処分第 7 号 損害賠償額の決定について)</p> <p>地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 7 年 5 月 19 日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定 (時間外勤務手当の未払分の遅延損害金に係る損害賠償) 職員に対し、未払の時間外勤務手当の遅延損害金を一括して支払うもの 相手方に対する市の支払額 遅延損害金 75,971 円</p>	総務部 人事課
<p>報告第 15 号 専決処分事項の報告について (専決処分第 8 号 損害賠償額の決定について)</p> <p>地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 7 年 5 月 19 日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定 (時間外勤務手当の未払分の遅延損害金に係る損害賠償) 職員に対し、未払の時間外勤務手当の遅延損害金を一括して支払うもの 相手方に対する市の支払額 遅延損害金 96,723 円</p>	総務部 人事課

<p>報告第 16 号 専決処分事項の報告について (専決処分第 9 号 損害賠償額の決定について)</p> <p>地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 7 年 5 月 19 日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定 (時間外勤務手当の未払分の遅延損害金に係る損害賠償) 職員に対し、未払の時間外勤務手当の遅延損害金を一括して支払うもの 相手方に対する市の支払額 遅延損害金 136,280 円</p>	総務部 人事課
<p>報告第 17 号 専決処分事項の報告について (専決処分第 10 号 損害賠償額の決定について)</p> <p>地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 7 年 5 月 19 日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定 (時間外勤務手当の未払分の遅延損害金に係る損害賠償) 職員に対し、未払の時間外勤務手当の遅延損害金を一括して支払うもの 相手方に対する市の支払額 遅延損害金 194,069 円</p>	総務部 人事課
<p>報告第 18 号 専決処分事項の報告について (専決処分第 11 号 損害賠償額の決定について)</p> <p>地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 7 年 5 月 19 日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定 (時間外勤務手当の未払分の遅延損害金に係る損害賠償) 職員に対し、未払の時間外勤務手当の遅延損害金を一括して支払うもの 相手方に対する市の支払額 遅延損害金 14,551 円</p>	総務部 人事課
<p>報告第 19 号 専決処分事項の報告について (専決処分第 12 号 損害賠償額の決定について)</p> <p>地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 7 年 5 月 19 日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定 (時間外勤務手当の既支払分の遅延損害金に係る損害賠償) 令和 7 年 2 月 19 日に遅延損害金として決定した損害賠償額の元本に重複している部分があることが判明したため、損害賠償額を変更するもの 相手方に対する市の支払額 遅延損害金 2,708 円から 2,146 円に変更する。</p>	総務部 人事課

【議案15件】

案件名	概要	所管課
議案第2号 令和7年度つくば市一般会計補正予算（第1号） 地方自治法 第96条第1項第2号	<p>歳入歳出予算を1億5,724万4,000円減額し、総額を1,271億6,775万6,000円とする。</p> <p>継続費の追加 1件 継続費の変更 3件 繰越明許費の追加 1件 債務負担行為の追加 5件 地方債の変更 6件</p>	財務部 財政課
議案第3号 つくば市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について 地方自治法 第96条第1項第1号	<p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 子を養育する職員の所定労働時間を超えた勤務の制限について、対象となる範囲を、「3歳に満たない子を養育する職員」から「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員」へ拡大する。 妊娠、出産等についての申出をした職員及び配偶者等・介護を必要とする状況に至った職員等に対して、制度利用に関する意向確認等を行うことを任命権者に義務付けることで、育児・介護両立支援制度の申出が円滑に行われるようとする。 	総務部 人事課
議案第4号 つくば市税条例の一部を改正する条例について 地方自治法 第96条第1項第1号	<p>地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民税の所得控除として特定親族特別控除が創設され、所得割の納税義務者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の者のうち、特定扶養控除の対象とならない前年の合計所得金額が58万円超123万円以下のものを有する場合には、その納税義務者の前年の総所得金額等から親族等の合計所得金額に応じた額を控除する。 加熱式たばこの課税方式について、価格要素を廃止し、重量要素のみに応じて紙巻きたばこに関する方式とするほか、一定の重量以下の加熱式たばこは紙巻きたばこ1本として課税する。 	財務部 納税課

議案第5号 つくば市立学校設置条例の一部を改正する条例について 地方自治法 第96条第1項第1号	<p>令和8年（2026年）4月にさくら小学校を開校するに当たり、名称及び位置を定めるため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さくら小学校の名称及び位置を追加する。 	教育局 学務課
議案第6号 つくば市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例について 地方自治法 第96条第1項第1号	<p>つくば市立幼稚園における平日の預かり保育の本格導入に向けて、令和7年9月から試行的に開始することに伴い、保育料に関する規定を追加するため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日の教育時間終了後の預かり保育料について、1日当たり300円を徴収する。ただし、長期休業日以外で月の利用日数が10日を超える場合には、1月当たり3,000円を徴収する。 	教育局 学務課

議案第7号 つくば市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について 地方自治法 第96条第1項第1号	<p>生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について見直すため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について主に以下のとおり改正する。 <ul style="list-style-type: none"> ①実務経験年数に他分野の実務経験を加味する。 ②学歴・学科要件における「土木工学科」以外の課程を追加する。 ③国家資格（1級土木施工管理技士）を追加する。 	上下水道局 水道総務課
---	---	----------------

議案第8号 つくば市下水道条例の 一部を改正する条例に ついて 地方自治法 第96条第1項第1号	<p>国土交通省の定める標準下水道条例の改正に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 排水設備工事主任技術者を営業所ごとに専属させる規制を見直し、複数営業所を兼任することを妨げないようにする。 	上下水道局 上下水道業務課
議案第9号 つくば市アフタースクール条例について 地方自治法 第96条第1項第1号	<p>令和8年度から正式事業としてアフタースクールを実施することに伴い、条例を制定するもの</p> <p>[主な内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> アフタースクールについて、対象児童、利用時間、使用料等を規定する。 	こども部 こども育成課

議案第10号 つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例について 地方自治法 第96条第1項第1号	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の公布に関連して、つくば市として目指す姿とそれぞれの主体が果たすべき役割を明らかにするために、条例を新たに制定するもの [主な内容] ・障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務等を規定する。	福祉部 障害者地域支援室
議案第11号 市道路線の認定について 道路法第8条第2項	陸上競技場整備による路線組替え、土地の交換による路線組替え及び島名福田坪地区区画整理事業に伴い、全3路線（上郷、柴崎・流星台、島名）の市道を認定するもの 路線延長 188.8m	建設部 道路管理課
議案第12号 市道路線の廃止について 道路法第10条第3項	土地の交換による路線組替えに伴い、全2路線（柴崎）の市道を廃止するもの 路線延長 126.4m	建設部 道路管理課
議案第13号 市道路線の変更について 道路法第10条第3項	土地の交換による路線組替え及び陸上競技場整備による路線組替えに伴い、全2路線（臼井、上郷）の市道を変更するもの 路線延長 （旧）720.3m （新）427.8m	建設部 道路管理課
議案第14号 工事請負契約の締結について 地方自治法 第96条第1項第5号	市民ホールつくばねの屋上・外壁等の改修工事を行うため、工事請負契約を締結するもの 1 契約の相手方 茨城県つくば市要244番地24 パルつくば株式会社 代表取締役 金子 友喜 2 契約金額 2億4,090万円 3 工事場所 つくば市北条5060番地	市民部 地域支援課

議案第 15 号 工事請負契約の締結について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 5 号	大曾根小学校の校舎長寿命化予防改修工事を行うため、工事請負契約を締結するもの 1 契約の相手方 茨城県つくば市羽成 23 番地 1 浅野物産株式会社 代表取締役 浅野 一重 2 契約金額 2 億 4,365 万円 3 工事場所 つくば市大曾根 2917 番地	教育局 教育施設課
議案第 16 号 財産の取得について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 8 号	車両更新計画に基づき、高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材を取得するもの 1 契約の相手方 茨城県水戸市泉町二丁目 3 番 24 号 茨城トヨタ自動車株式会社 代表取締役 幡谷 史朗 2 金額 4,092 万円	消防本部 救急課